別添

土木工事における快適トイレの設置費用に係る積算基準

【対象事業】

令和８年１１月１日以降の入札公告するすべての土木工事

【積算基準】

１．当初発注時

発注者は、当初発注時に快適トイレの設置費用を計上しないが、特記仕様書に快適トイレの設置費について記載するものとする。

２．設計変更時

受注者が快適トイレを現場に設置する場合、発注者は以下に基づき、快適トイレの設置費用を設計変更時に共通仮設費（営繕費）の積み上げ分として計上するものとする。

○　快適トイレを設置するに当たっての仕様は、別紙１「快適トイレの仕様」に基づくものとする。受注者は、仕様を満たすことを示す書類を添付し、発注者と協議のうえ、規格・基数等の詳細について決定するものとする。

○　設計変更対象額は、快適トイレの費用から従来品相当額（10,000 円）を差し引いた金額とする。対象額の上限は、57,000 円/基・月とする。

○　ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円／基・月上限まで計上可能とする。

○　受注者は、設計変更時において、注文書及び請求書、またはそれらに代わる書類により設計変更対象額を発注者と協議するものとする。

○　設計変更数量は、現場毎に必要性を受発注者協議の上、決定するものとする。

○　快適トイレの運搬費は、共通仮設費（率）に含むものとする。

【具体的な計上方法例】

①実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合

70,000 円－10,000 円＝60,000 円/基・月　＞　上限額 57,000 円/基・月

<u>⇒積算で計上する費用　：　57,000 円／基・月</u>

②実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合

40,000 円－10,000 円＝30,000 円/基・月　＜　上限額 57,000 円/基・月

<u>⇒積算で計上する費用　：　30,000 円／基・月</u>

３．留意事項

○　快適トイレの設置費用を計上する場合は、必ず共通仮設費（営繕費）の積み上げ分として計上し、現場環境改善費（率計上分）として実施する４つの内容には含めないものとする。

○　維持管理業務（工事的役務）において、受注者が快適トイレを現場に設置する場合は、本基準を準用することができる。

附 則

この基準は、令和８年１０月７日から施行し、令和８年１１月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和８年１０月３１日以前に入札公告した工事については，従前の積算基準による。

別紙１

快適トイレの仕様

受注者は，快適トイレを設置する場合，現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

なお，(12) ～ (17) については，満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり，必須ではない。

１．快適トイレに求める機能

（１）洋式便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック又は，荷物の置ける棚等（耐荷重５kg以上）

２．付属品として備えるもの

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

３．推奨する仕様，付属品

(12) 室内寸法 900×900 ㎜以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

【参考】快適トイレの標準仕様イメージ

宮城県

1. 快適トイレに求める機能

①洋式(洋風)便器
②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

2. 付属品として備えるもの

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

⑫便房内寸法900×900mm 以上(面積ではない)
⑬擬音装置(機能を含む)
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

＜イメージ図＞

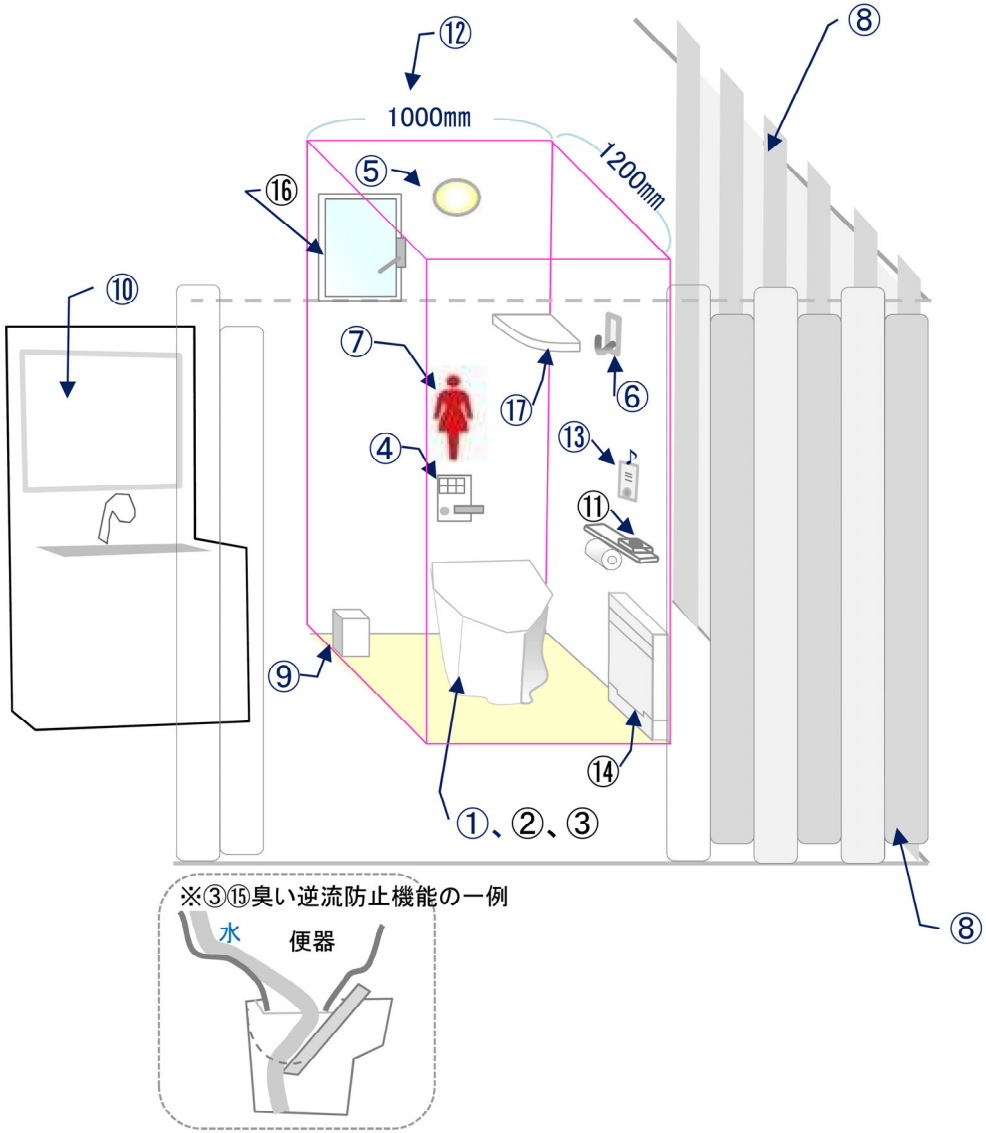

国土交通省ホームページより引用